

5 ライフステージ別協定の目的とメリット

1 後継者が就農する時期

【目的】 後継者にやる気・興味・自信を持たせる

【メリット】

- 親子の話し合いにより、経営の目標が決定し、後継者が農業経営に主体的に参画できるようになる。
- 後継者が給料をもらえることで責任をもって農作業に取り組む。
- 定期的な休日を決めることで、労働時間もはっきりし、仕事に張りも生まれ、くらしに楽しみが出てくる。また、計画的に作業を行える。
- 後継者が将来結婚する際に自分の仕事の内容を説明しやすい。



営農計画／役割分担／
労働時間休日／農業技
術研修／健康づくり

2 後継者が結婚する時期

【目的】 家族の一員として配偶者を迎え、親夫婦との円満な人間関係を作る

【メリット】

- 経営内において、各個人が適正な役割と評価を得ることができる。
- 経営移譲の時期や内容が明確になり、将来の経営計画が立てやすい。
- 収益の分配により報酬が支給されることで、後継者夫婦の経済的な裁量が広がり、生活面の計画が立てやすくなる。
- 家事も労働の一部として位置付けられ、家事分担も明確になり、やりやすくなる。
- 後継者の配偶者にとっては、気兼ねなく、安心して育児ができる。

役割分担／収益の分配／経営移譲の時期・方法
／後継者の妻(夫)の報酬／後継者の妻の産休・
育児期間の確保／後継者の妻の農業・生活技術
研修／高齢者の介護／後継者の妻への財産分与

3 経営移譲をする時期

【目的】 スムーズな経営・家事の移譲と親夫婦の生活保障に配慮する

【メリット】

- 後継者はすべてを任されたことで、経営に対する意欲が高まると同時に責任が持てるようになる。
- 移譲後の報酬や扶養・介護が明確になり、老後の保障ができ、精神的・経済的にも安心できる。
- 親夫婦は体力にあった作業分担ができる。
- 相続の話し合いにより、スムーズな経営移譲がなされる。

役割分担／収益の分配／親夫婦の扶養・介護／
親夫婦の住まい方／相続にむけての準備

4 夫婦二人での農業経営

【目的】 お互いが自立した農業者として対等な立場で経営を築く

【メリット】

- お互いが共同経営者と認め合い、経営に積極的に参加するようになる。
- 家事は分担したり協力したりして行う。
- 移譲や老後の生活について話し合い、経済的・精神的にも安心できる。



営農計画／役割分担／収益の分配／経営移譲／
老後の生活／健康づくり

7 共同申請による家族経営協定の工夫

認定農業者制度では、申請者の農業経営改善計画を5年ごとに見直すために、農業経営改善計画認定申請書を提出することとなっております。

家族経営協定は、農業経営改善計画の目標達成のために、経営体の構成員である家族の取り組む具体的な方針・方策を明確化します。家族経営協定や農業経営改善実行計画を実のあるものにするために、家族経営協定のほかに、「**家族経営協定実行計画書**」を作って実行状況を確認し、農業経営改善計画の短期見直しツールとして、上手に活用している事例1のケースもあります。

事例 1

夫婦で認定農業者共同申請、 家族経営協定実行計画書で 経営を短期で見なおす

岩手県金ケ崎町
石母田れい子さん・勇作さん夫妻

岩手県金ケ崎町の石母田さん夫妻は、水稻専門の経営しておられます。

平成8年、妻のれい子さんは「同じように農業をしているのに、夫は農業者年金に加入できて私は加入できない。なぜ?」と疑問を感じて、制度の改正を知り、年金加入の資格が得られる家族経営協定を締結しました。

平成14年には、れい子さんが農業委員となり協定推進の立場になりました。そこで、自身の協定も見直し、経営面と生活面の役割分担を明確にしました。

共同申請ができるようになった平成15年夫婦で認定農業者になり、平成19年にはれい子さんの名義で農地を購入して規模拡大をしました。

家族経営協定をもとに、単年度の「家族経営協定実行計画」を作り、実行状況を確認し、農業経営改善計画の短期見直しツールとして活用しました。

農業経営改善計画のチェックを何かの形でやりたいと思って、「家族経営協定実行計画」の中で、所得目標を掲げてチェックするしくみにしたのです。5年間(中期)の経営改善計画のみでのチェックだと、単年度の反省をする際に、少し長すぎ重荷になることがあったからだと、石母田さん夫妻はおっしゃっています。

このような協定の締結と工夫により、「『夫婦お互いが共同経営者』である」という意識が高まり、所得の向上を実現できたのももちろんこと、さらに経営への意欲が高まりました。また生活面の分担も明確にしたことで夫も積極的に家事をするようになり、家庭での暮らしも大事にする方向へと好転しました。協定は夢を実現させるとてもいいものです」と、れい子さんは微笑みます。



れい子さん 岩手県農業農村指導士、金ケ崎町農業委員、認定農業者。水沢地方農業担い手塾生、寸劇で家族経営協定の普及活動を行っている。

勇作さん 岩手県農業農村指導士、金森営農組合長、金ケ崎町家族経営協定協議会会長、認定農業者

<二人の経営内容>

水稻1,082.1a、麦117.a、大豆252.6a、ブルーベリー 冬期間：原木 椎茸、ハウス野菜

協定と経営改善計画をうまく結びつけると、自分たちの経営がよく見え、達成する目標がより現実的になるんだね。



れい子さんは、協定を結んでから、夫の勇作さんと一緒に名刺をつくったそうね。名刺を人に渡すようになって、責任ある仕事をしようという意識が出たそうよ。

8 家族経営協定はワーク・ライフ・バランスの実現にも有効です

数年先の農業所得見通しや生活計画などを盛りこんだ「農業経営計画と生活設計」を付けた家族経営協定を結び、仕事と生活のバランスを保ち、協定を上手に経営に役立てている事例2のケースもあります。

事例 2

ワーク・ライフ・バランスを見据えたパートナーシップ経営の取組

熊本県山鹿市
守川千穂さん・国博さん夫妻

守川さん夫妻は、現在、水稲と鉢花・苗物(野菜・花きの施設園芸)の複合経営を行っています。家族4人と常時雇用の1名を中心に、忙しい時にはシルバー人材を活用した3~4名のパートさんを雇用しています。

夫の国博さんは、平成6年に父との間で家族経営協定を締結し、責任分担制(メロン)を結びました。当時、夫の国博さんは4Hクラブの会長をしており、町内の農家に家族経営協定の推進を行っていました。平成14年に、苗物中心の経営に変わり、妻の千穂さんがメインになったことにより、従来、夫と父の間で締結されていた家族経営協定の見直しを提案。明るく楽しい農業経営をめざして、今度は親夫婦と4人で家族経営協定の2回目の締結をしました。

協定に添付する別紙「農業経営計画と生活設計」の用紙に、数年先の農業所得見通しや生活計画などを記しています。機械導入、土地の購入、施設の整備などの経営に関わることや住居改善、子供の高校や大学入学、結婚や旅行計画など家族のライフステージ、生活関係の計画を掲げ、見なおす項目としています。

千穂さんは花苗の出荷額を自分の報酬にできるようになったことが意欲につながり、農業経営に自覚と責任を持って参加できるようになりました。また仕事と生活のバランスをとりながら(ワーク・ライフ・バランス)、経営を進めていくのにとっても役立ったと言います。

守川さん夫妻は、「このようにしたことで家族の意識が変わって、とても頑張れる効果がありました」とおっしゃっています。千穂さんはさらに「自分も農業者として自立したいという夢が実現できました。」と話します。このような思いをつづった論文や実績は「JA全国女性組織協議会主催の平成16年フレッシュミズ主張全国コンクール」で最優秀賞、農林水産省主催の「明日の農山漁村を担う女性」表彰コンクールで農林水産副大臣賞などの賞を受賞し、現在、活躍中です。



千穂さん 認定農業者<所属団体>熊本県女性組織協議会フレッシュミズ部

国博さん 認定農業者、青年農業士、山鹿市次世代育成支援推進員<所属団体>JA青年部

<二人の経営概況>

稲作+鉢花・苗物の複合経営。(花苗40a、米280a、麦400a) 稲作は水稲・小麦・大豆。苗物はJA生産部会を中心に地元物産館、市場、ホームセンター、造園、地区の花一杯運動に出荷。

ワーク・ライフ・バランスとは？

老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤としてきわめて重要である。

『男女共同参画ハンドブック』平成20年3月
内閣府男女共同参画局発行より

協定を結んだことで自分名義の報酬や仕事と生活の区別がはっきりしたんだね。

協定の締結で農業者として自立したいという夢が実現できたんだね。私も農業をやりたくなってきたわ!



「家族経営協定」を結ぶと こんな制度上のメリットや要件が 得られます



家族経営協定を結び、経営に参画している**女性農業者**には、**農業者年金**、**農業改良資金**等の制度の中で、つぎのような便ぎが図られています。

■認定農業者制度(平成15年6月～)

実質的に共同経営を行っている場合、収益の配分と経営方針決定への参画が明確にされている家族経営協定が結ばれていること等を要件に、夫婦等による認定農業者の認定の共同申請が認められています(**女性農業者や農業後継者も、パートナーとともに認定農業者となることが可能**)。なお、平成20年より、同一世帯に属する者に加え、かつて同一の世帯に属していた者(後継者、その配偶者を含む)が世帯を独立した場合でも、共同申請が認められようになりました。

※申請に必要な「農業経営改善計画認定申請書」の記載欄(様式)が変更になり、経営の各構成員の役割・貢献がより明確になりました。

■農業者年金(平成14年1月～)

青色申告をしている認定農業者等と家族経営協定を締結して、経営に参画している配偶者、後継者に対しては、基本となる保険料(20,000円)のうち一定割合の国庫助成(政策支援)が行われます。

■農業改良資金・農業近代化資金・経営体育成強化資金(平成14年7月～)

女性農業者や農業後継者が当該資金の貸付を受けようとする場合、家族経営協定を結んでいることを要件の一つとしています。

※経営のうち一部の部門について主宰権があること等が明確になっている協定

■農地のあっせん(15年度～)

家族経営協定において、経営内での役割分担が明確化され、夫婦共が経営方針の決定に参画しており、かつ以下のような協力関係があって、**両者共が共同経営主であることを確認できる場合には、あっせん名簿にその両者を登録することができます。**

- ①農産物の出荷者名が共同名義となっているか、若しくはそれぞれが出荷者となっている経営部門が実際にあること
- ②収入の分配について明確に規定され、かつ実施していること

■果実等生産出荷安定対策(19年度～)

「認定農業者又は果樹園経営計画の認定を受けた者と同等の果樹農業の担い手と認められる者であって、家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者」も対象生産者となることができ、果実計画生産推進事業の支援を受けることができます。

■農林水産祭参加の表彰行事における夫婦連名表彰(13年度～)

経営への**配偶者の貢献度が高いことが明らかな場合**には夫婦連名で表彰が受けられます。その際、①家族経営協定書、②作業日誌等、当該表彰に係る部門における経営主の配偶者の部門分担、従事日数等が概ね5割に達していると確認できる書類、③農業普及指導センターなどの現場指導組織による意見書、の**いずれかで確認することとなっています。**

わが家の生活と農業経営の協定書

(夫婦及び後継者夫婦の4者による場合)

(目的)

第1条 この協定書は、A(夫)、B(妻)、C(後継者)及びD(後継者の配偶者)が、相互に責任ある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設を目的とする。

(経営計画)

第2条 A、B、C及びDは協議の上、今後の資金計画、作付計画、施設の導入、就業条件の改善等を内容とする長期農業経営改善計画及び毎年の具体的事項を内容とする年度別経営計画を作成する。

(経営・生活の主な役割分担)

第3条 経営の部門のうち、〇〇に係わるものについてはC及びDが、〇〇以外に係るものについてはA及びBが主体となり、他の2者と相談の上行うものとする。(また、簿記帳については〇が、労働日誌の記帳については〇が行うものとする。)

(収益分配・労働報酬)

第4条 農業経営から生じた収益について、下記の額を毎月〇〇日にA、B、C及びDで協議の上定めた額を臨時に振り込むことができるものとする。なお、配分額については、農業収益、経営計画に基づく企画労働、農作業労働等の従事状況を勘案し、毎年1回見直しを行うものとする。

	支給月額	支給期日	支払方法	備考
A(夫)	12万	毎月25日	口座振り込み	
B(妻)	8万	〃	〃	
C(後継者)	8万	〃	〃	
D(後継者の配偶者)	8万	〃	〃	

(就業条件)

第5条 就業条件は次の通りとする。

- ①1日の労働時間は、A及びCは〇時間、B及びDは〇時間を原則とし、農作業の繁閑によりA、B、C及びDで協議の上延長又は短縮する。
- ②休日は、A、B、C及びD各々につき原則として月〇回とするが、農作業の繁閑、健康状態、他の仕事への従事状況を踏まえ、A、B、C及びDで協議の上変更することが出来るものとする。また、正月、盆等の休日については、A、B、C及びDで協議の上定めるものとする。

(将来の経営移譲)

第6条 A及びBが有する経営権及び経営用資産については、将来、A及びBの合意に基づきC及びDに移譲する。

移譲の時期及び方法は、C及びDの意向を踏まえながらA及びBが十分協議の上定めるものとする。

(その他)

第7条 この協定書に規定されている以外の事項で、決定すべき事項が生じた場合は、その都度A、B、C及びDで協議の上決定するとともに、必要に応じて(立会人の相談の上)改訂を行う。

(附則)

- ①この協定書は、平成 年 月 日より実施する
- ②この協定書の有効期限は、実施の日より〇年間とし、当事者から申立てがない限り自動的に更新されるものとする。
- ③この協定書は、5通作成し、A、B、C、D及び立会人が各1通を保有する。

平成 年 月 日

住所

A(夫) 印

B(妻) 印

C(後継者) 印

D(後継者の配偶者) 印

立会人 印

家族経営協定等に関するご相談窓口

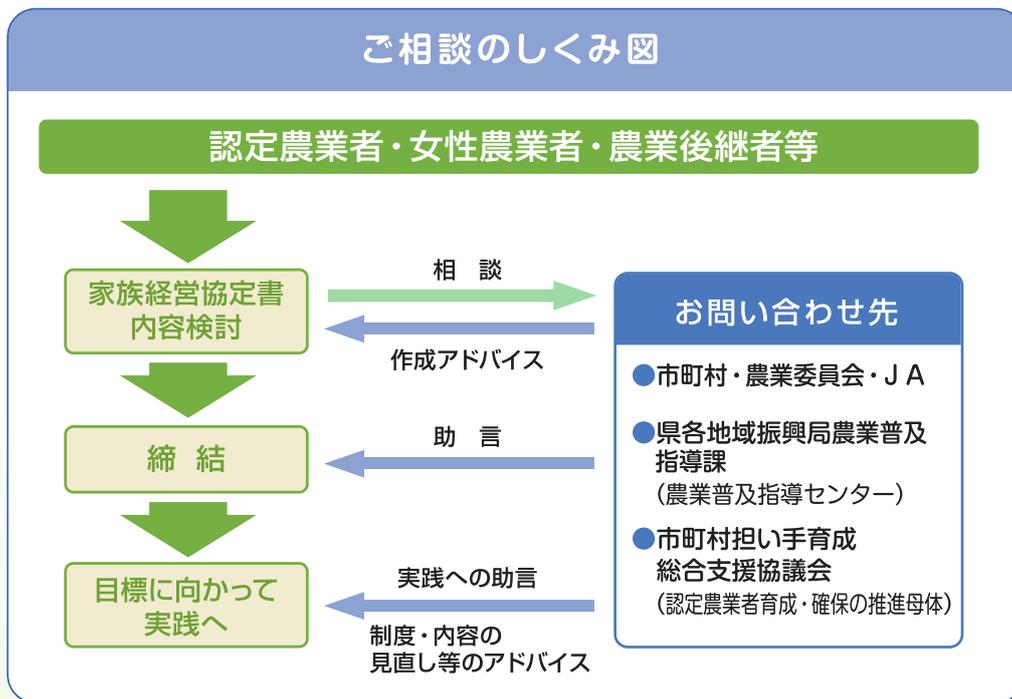
家族経営協定・認定農業者の共同申請に関するご相談は

最寄りの

市町村
農業委員会
農業協同組合
農業普及指導センター

へお問い合わせください。

ご相談のしくみ図



農山漁村の男女共同参画に関する施策情報のお問い合わせは

農林水産省経営局 人材育成課 女性・高齢者活動推進室

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL.03-3502-6600 FAX.03-3593-2612

【農林水産省農山漁村男女共同参画のホームページ】

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/kourei/index.html>

編集・発行

農山漁村女性のエンパワーメントを支援

社団法人 農山漁村女性・生活活動支援協会

〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-8 日本女子会館4F

TEL.03-5777-5383 FAX.03-5777-5385

協会ホームページ <http://www.weli.or.jp/> 携帯サイト <http://www.weli.or.jp/m/>

